

令和6年度



入園のしおり

社会福祉法人 二川目福社会

幼保連携型認定こども園

二川目保育園

目 次

・ 児童憲章	1
・ 園施設の概略	2・3
・ 教育及び保育目標	4
・ 教育及び保育方針	5
・ 延長保育・預かり保育について	6
・ 休日保育 ・ 保育利用料と副食費支払いについて	7
・ 教育及び保育における給食	8
・ 意見・要望など解決するための仕組みについて	9
・ 園の一年	10

児童憲章

一 児童は、人として尊ばれる

二 児童は、社会の一員として重んぜられる

三 児童は、よい環境のなかで育てられる

園 施 設 の 概 略

施設名 . . . 社会福祉法人 二川目福祉会
幼保連携型認定こども園 二川目保育園
所在地 . . . 〒039-2201 上北郡おいらせ町二川目3丁目53-2
TEL 0178-53-2041
FAX 0178-53-2075

定 員 . . . 60人 乳幼児から就学前児童

規 模

敷地面積	3, 218, 72m ²
建築面積	493, 54m ²
屋外遊戯場	2, 524, 39m ²
室内遊戯・保育室	246, 39m ²

構 造 . . . 木造平家建

開所時間 . . . 午前7時00分～午後7時00分(延長保育時間含む)

教育及び保育時間 . . . 標準時間保育(2・3号認定)
午前7時00分～午後6時00分
短時間保育(2・3号認定)
午前8時30分～午後4時30分
教育的標準時間(1号認定)
午前9時00分～午後1時30分

入所対象児 . . . 0歳～5歳 就学前まで
産休明けの生後8週間を経過し健康診断の結果、健康であること
児童福祉法による入所児童であること

事業概要

- ①延長保育事業 . . . 標準時間保育(午後6時00分以降)
短時間保育(午後4時30分以降)
- ②休日保育事業
- ③地域活動事業

職員体制 . . . 園長・副園長・主幹保育教諭・保育教諭・栄養士・調理師

嘱託医 . . . 内科医 おいらせ町立おいらせ病院
 歯科医 昆歯科医院
 薬剤師 福永 恵美子 氏

定員・クラス編成

クラス	ひよこ組		うぐいす組	ひばり組	はと組	
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号認定	—	—	—	2人	2人	2人
2・3号認定	10	10	10	8	8	8
合計	10	10	10	10	10	10

特定教育・保育を行う日 . . . 1号認定 . . . 月曜日から金曜日
 2・3号認定 . . . 月曜日から土曜日

当園は前項に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。ただし、休日保育を実施する場合は、この限りではない。

- ・ 1号認定のみ夏季休園 8月1日から8月20日
- ・ 1号認定のみ冬季休園 12月25日から1月10日
- ・ 1号認定のみ春季休園 3月20日から3月31日

*** 12月29日～1月3日は全休といたします。**

幼保連携型認定こども園二川目保育園教育及び保育目標

『 豊かな人間性を持った子 』

《未来をたくましく生きる力の基礎を培う》

《豊かに表現できる子》

《安心して園生活を楽しむ》

《健康で明るく自分から進んでやる気を持った子》

《人との関わりの中で思いやりを身につける》

幼保連携型認定こども園二川目保育園は、子どもが日常の生活の暮らしの中で、
現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う為に、次の目標を
目指して教育及び保育を行います。

- ◎ 十分な養護のいきとどいた環境のもと、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な要求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- ◎ 健康、安全など生活に必要な基礎的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- ◎ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てると共に、自主、自立及び協調性の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- ◎ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考の芽生えを培うこと。
- ◎ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
- ◎ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

幼保連携型認定こども園二川目保育園は、入園する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、幼保連携型認定こども園二川目保育園の特性や保育教諭等の専門性を生かして、その援助に当たります。



教育及び保育方針

教育及び保育の目標を達成する為に、保育教諭等は次の事項に留意し、教育及び保育をします。

- ◎ 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止め、地域の方々と子育てにやさしい環境にしていく。
- ◎ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ◎ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて教育及び保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
- ◎ 子どもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。
- ◎ 子どもの自発的、意欲的に関わるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に教育及び保育すること。
- ◎ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

以上がおおまかな教育及び保育の方針です。教育及び保育目標により種々の形態をとりますが、主として年齢別に応じたカリキュラムを設定し、午睡、おやつ、給食は必ず含まれるよう配慮する。



延長保育・預かり保育について

1 延長保育とは

標準時間保育（午前7時00分～午後6時00分）

短時間保育（午前8時30分～午後4時30分）の枠を超えて行う保育

2 預かり保育とは

教育標準時間（午前9時00分～午後1時30分）の枠を超えて行う保育

3 利用料金

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
預かり保育 （1号認定子ども）	預かり保育に係る利用者負担	教育標準時間外 月額 3,000円 1時間 200円
延長保育 （2号・3号認定子ども）	延長保育に係る利用者負担	月額 3,000円 1時間 200円

4 目的

保護者の就労形態の多様化・通勤時間の増加等に伴い、通常の教育及び保育時間では対応できない時間を延長して保育することにより、就労と育児の両立を支援する

* 預かり保育、延長保育をご利用する場合は

- ・ 1号認定の方は午前9：00～午後1：30の枠を超える場合
- ・ 2・3号認定の標準時間保育の方は午前7：00～午後6：00の枠を超える場合
- ・ 2・3号認定の短時間保育の方は午前8：30～午後4：30の枠を超える場合

必ず園に連絡をお願いします。

休日保育について

- 1 休日保育とは
保護者が就労の為休日に子どもを育児できない場合預かります。
家庭的な雰囲気の中でゆったりと行う。
* 9月22日・9月23日・12月29日～1月3日は全休といたします。
- 2 目的
保護者が就労の為、休日に子どもを家庭で育児できない場合、園で保育を行い、保護者の就労と子育てを支援し、児童の福祉の増進を図る。
- 3 保育時間
8時～17時まで
- 4 持物
・手作り弁当 ・おしぼり ・箸（フォーク・スプーン）
- 5 代休
・休日保育を利用した週（保護者の代休に合わせて）にお休みをする
- 6 申し込み方
・玄関に休日保育の申し込み用紙があるため、名前と利用時間を記入の上、職員に渡して下さい。
* 申し込む際は、遅くとも3日前までをお願いします。
* 申し込んだ後のキャンセルは早めにお知らせください。

保育利用料・副食費支払いについて

- ・毎月25日にゆうちょ銀行より引き落としとなります。25日が土曜日、日曜日、祝日の場合次の平日が引き落とし日です。
(引き落とし日、当日に入金しても引き落としされます。)

教育及び保育における給食

食事は、すべての子どもの心身の発達にみあった、栄養を確保する基本的なものです。授乳から始まり、離乳食、幼児食と色々な食事段階を得て健康な食生活の基礎が作られます。食事の意味と正しい取り方を分からせ、みんなで食事を楽しむ雰囲気の中で、食事の作法が身につくようにします。

◎ひよこ組

- ・ 9時に牛乳と3時に間食、昼食は完全給食です。
- ・ 離乳食は、自宅で調理し（特に、卵・青魚・そば・大豆等のアレルギーを起こす可能性があるもの）アレルギー反応等異常がなければ、保育園でも進めていきたいと思えます。
* アレルギー反応が出た場合はお知らせ下さい。

◎うぐいす組

- ・ 昼食は完全給食、3時に間食が出ます。
- ・ 少しずつ箸の練習を進めていきますのでご家庭でも無理なく進めていき、スムーズに移行出来るようご協力お願いいたします。時期は個々の成長に合わせて進めていきます。

◎ひばり組・はと組

- ・ 昼食、3時の間食がでます。毎日米飯のみ持たせて下さい。
* その日の体調によって残す時もあります。
* ご飯の量はお家で食べている分持たせて下さい。
場合によってはご飯の増減をお願いする事もあります。
- ・ お誕生会やお別れ会の時は、完全給食ですのでご飯はいりません。

◎食物アレルギーについて

- ・ アレルギーがある場合、検査をしたあと結果をお知らせください。
- ・ 除去食・代替食で対応します。

* 病院などで登園が遅れる場合

- ・ 12時半までは保存出来ますが、それ以降は衛生上保存出来ませんので、12時半すぎるという場合は食事を済ませてから登園するようお願いいたします。

※令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、1・2号認定児童の副食費（おかず、おやつ代）が実費徴収（月額4,500円、日額300円）となります。
なお、階層区分等によって、副食費免除となる世帯があります。

意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みについて

利用者の皆様と園のコミュニケーションの活性化を目指して、「意見・要望・苦情・不満(以下『要望等』とする)を解決するための仕組みに関する規定」を設け、利用者の皆様の要望などに明確に応え、よりよい園づくりを進めて参りたいと考えております。

1 解決の体制

保育園に関する要望等を解決するため、当園では下記の担当職員を設置しております。当園に関する要望等は受付担当職員へお申しで下さい。

・ 解決責任者	園 長	倉館 広美
・ 受付担当	副 園 長	江藤 真央
	主幹保育教諭	藤ヶ森 麻紀

2 解決の為の第三者委員について

直接園に言い難い事や、何度言っても解決しないような事を解決する為、第三者委員として次の1名の方に依頼しました。

(1) 第三者委員 平野 敏彦
0178 (53) 2666

* 第三者委員へ直接要望等を申し出るか、又は保育園への申し出に際に立ち会いをお願いする事が出来ます。

3 解決の記録と報告

受け付けた要望等は、受付担当者から解決責任者である園長、関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。

第三者委員への報告を原則としますが、申し出の方で第三者委員への報告を拒否される場合は報告しません。匿名の手紙、電話等による要望等はすべて第三者委員に報告します。

受け付けた要望等は、通知書又は報告書として解決責任者より文書で申し出人へ通知します。

※風除室に意見箱を設置していますので、
ご意見等ありましたら、そちらも利用ください。



園の1年（園の春夏秋冬）

4月	{たのしい保育園} 入園式・幼年防災パーク（年長児）・内科健診・歯科検診	
5月	{元気な子ども} ハイキング・草餅づくり（はと組）・総合消防訓練	
6月	{やさしい心} 保育参観（ひばり・はと組）・親子バス遠足（はと組）	
7月	{夏の遊び} 七夕・水遊び・運動会・夏祭り・流しそうめん	
8月	{たのしい集い} お盆・流しそうめん・虫捕り・バーベキュー	
9月	{みのりの秋} 百石祭り中日パレード参加（はと組）・リンゴ狩り 影絵鑑賞（はと組）・町内敬老会（はと組）	
10月	{じょうぶな体} 焼き芋・内科健診・歯科検診・栗拾い・作品展	
11月	{なかよく遊ぼう} 七五三・職場訪問（年長児）・総合消防訓練	
12月	{たのしいおゆうぎ会} お遊戯会・餅つき会・クリスマス会	
1月	{お正月遊び} 七草・保育参観	
2月	{たのしい雪遊び} 豆まき・	
3月	{大きくなった私たち} ひな祭り会・お別れ会・卒園式	

- * お誕生会・・・毎月お誕生児を紹介した後、保育教諭の出し物を見て会食しお祝いする
- * 英語教室・・・月2回あり、英語に親しむ（はと組）
- * 身体測定・・・隔月に、身長・体重を計ります
- * 避難訓練・・・毎月、避難の仕方を訓練します
- * 不審者対応訓練・・・隔月、不審者を想定し対応の仕方を訓練します
- * 交通安全指導・・・毎月、交通ルールについて勉強します
- * サッカー教室・・・毎月1回（はと組）